

● サイバーセキュリティ協議会の創設

官民の多様な主体が相互に連携して情報共有を図り、必要な対策等について協議を行うための協議会を、サイバーセキュリティ戦略本部長等が創設するとともに、構成員に対して遵守事項（守秘義務、情報提供の協力義務）等を定める。

● サイバーセキュリティ戦略本部による連絡調整の推進

本部の所掌事務に、事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務を追加し、当該事務の一部を政令で定める法人に委託することができることとするとともに、当該法人に対して守秘義務等を定める。

【施行期日】 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

